令和３年４月制度改正に伴う運営基準の変更について

令和３年４月　大田区

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」の改正に基づき、基準が変更になったものは次のとおりです。

事業所の運営に関わる事項

■感染症防止に対する取組の義務化

　委員会の開催、指針の整備、研修の実施等が義務付けられます。３年間の経過措置（準備期間）が設けられます。

■事業継続に向けた取組の義務化

　感染症や災害が発生した場合の継続的なサービス提供体制を構築するため、事業継続に向けた計画の策定や研修、訓練の実施等が義務付けられます。３年間の経過措置（準備期間）が設けられます。

■新型コロナウイルス特例評価

　新型コロナウイルスに対応するためのかかり増し経費の必要性を踏まえ、令和３年９月末までの間、報酬に対する特例的な評価として基本報酬に0.1％が上乗せされます。対象となる報酬については、別添「「令和３年９月30日までの上乗せ分」の算定対象となる報酬について」を参考にしてください。

■障害者虐待防止の推進

研修実施、責任者の設置、虐待防止委員会の設置が令和３年度から努力義務化された後、令和４年度から義務化されます。

■業務効率化のためのICTの活用

　「委員会・会議」や「相談・指導等」においてテレビ電話装置等の活用が可能となります。

サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる「サービス担当者会議」や基幹相談支援センター等が実施する「事例検討会」等が該当します。

事業所の指定基準に関わる事項

■従業者の要件

　「自立生活援助」のサービスにおいて、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務が認められたことを受け、相談支援専門員が兼務可能な自立生活援助事業所の従事者はサービス管理責任者と地域生活支援員のいずれか一方のみという規程はなくなる。

■従たる事業所の設置

　「主たる事業所」のほかに、次の条件のもとに一または複数の「従たる事業所」を設置することが可能となる。

〇「従たる事業所」において、専従の従業者が1名以上確保されていること。

〇「主たる事業所」と「従たる事業所」の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の兼務上、支障がないこと。

〇利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導が一体的に行われていること。

〇職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。

〇苦情処理や損害賠償等について、一体的な対応ができる体制になっていること。

〇事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める、同一の運営基準が定められていること。

〇人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、会計が一元的に管理されていること。